

## 津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年 7月24日(火) 午後 0時30分から

2. 開催場所 議会議事堂 委員会室

3. 出席委員(8人)

会長	11番	田原賢二
委員	1番	細川幹生
	3番	嶋田治仁
	4番	佐野多希子
	5番	迫田和男
	6番	上野安男
	7番	山田伸二
	10番	巴敏博

4. 欠席委員(3名)

	2番	近藤雅浩
	8番	石橋利明
	9番	西原芳明

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名	
第2	会期の決定	
第3	諸般の報告	
第4	報告第18号	賃貸借の合意による解約について
第5	報告第19号	農地移動適正化あっせんの結果について
第6	報告第20号	農地法第3条の3の規定による届出の受理について
第7	報告第21号	農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
第8	議案第22号	農業委員会活動の点検・評価及び活動計画について
第9	議案第20号	農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について
第10	議案第21号	農地法第3条の規定による許可申請について
第11	議案第22号	農用地利用集積計画の承認について
第12	議案第23号	現況証明願について

## 6. 農業委員会事務局職員

局長 横山 智  
主任 平塚 恭輔

## 7. 会議の概要

事務局長：定刻になりましたので、只今から平成30年第7回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますのでご了承願います。

会長よりご挨拶をお願いします。

田原会長：みなさんこんにちは。本日は第7回の農業委員会総会におきまして、何かとお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。7月に入りましても非常にぐずついた、風は寒い雨の多い天気が続きまして、畑に入れない日が続き、牧草の収穫また防除等大変苦勞されているのではないかと思います。麦の収穫も8月になりそうですし、この後玉ねぎの早出しも始まろうとしていますけれども、今後なんとか安定した天気が続いて、順調に作業が進むことを願いたいと思います。また、この後パークゴルフ大会、懇親会が予定されています。参加される方は長い1日となりますが、どうぞよろしくをお願いします。

それでは今日の議案、慎重審議して執り締めていきたいと思しますのでよろしくをお願いします。

議長：ただいまの出席委員は、8名であります。

過半数に達していますので、津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

議長：日程第1「**会議録署名委員の指名**」を行います。

会議録署名委員は、津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、7番 山田委員、10番 巴委員を指名します。

議長：日程第2「**会期の決定**」をお諮りいたします。

会期は本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長：異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議 長：日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長：諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処置に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承願います。

議 長：日程第4 報告第18号「賃貸借の合意による解約について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局：議長、事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：それでは、報告第18号「賃貸借の合意による解約について」ご説明いたします。

今回は2件の通知がありました。1件は3条の許可申請に伴うもので、もう1件はあっせんの申出に伴う解約でございます。議案書に基づいて説明いたします。

農地法第18条第6項の規定による通知

賃貸借合意による解約

番号9番【賃貸人及び賃借人の住所氏名等】、合意解約する土地の表示等 所在 沼沢213番1外7筆、地目 畑、面積合計 106,251㎡、移転の内容 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成23年6月1日、終期 平成33年1月30日、全契約地 106,251㎡、合意解約の合意が成立した日 平成30年7月6日。

番号10番【賃貸人及び賃借人の住所氏名等】、合意解約する土地の表示等 所在 布川15番1外10筆、地目 畑、面積合計 152,125㎡、移転の内容 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成28年12月1日、終期 平成38年11月30日、全契約地 152,125㎡、合意解約の合意が成立した日 平成30年7月20日。

位置図につきましては次頁以降に記載してございますのでご確認頂きたいと思えます。以上で説明を終わります。

議 長：報告が終わりました。

報告第18号についてご意見ご質問ありましたらお願いします。

議 長：ありませんか。

【ありませんの声】

議 長：質問等が無いようですので。報告第18号については報告の通りご了承願います。

議 長：続きまして日程第5 報告第19号「農地移動適正化あっせんの結果について」を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局：はい。事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：それでは報告第19号「農地移動適正化あっせんの結果について」ご説明いたします。あっせん委員は嶋田委員、石橋委員、迫田委員です。

あっせん日 平成30年7月20日、あっせん回数 1回、内容 売買、農地の内訳、【譲渡人及び譲受人住所氏名等】、農地の所在 布川15番1外12筆、地目 畑、面積合計 158,785㎡、売買価格 ●●●●●円。

尚あっせん結果につきましては、売買価格が高額なため農地保有合理化事業での買入が望ましいと判断いたしまして、不成立と致しました。

今後は農業公社と農業経営基盤強化促進法第13条の規定による買入協議を進めていきます。

位置図につきましては次頁以降に添付してございますので、ご確認頂きたいと思えます。以上で説明を終わります。

売買価格の10aあたりの価格につきましては●●●円となります。

議 長：報告終わりました。報告第19号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

議 長：ありませんか  
【ありませんの声】

議 長：質問等がないようですので、報告第19号につきましては、報告の通りご了承願います。

議 長：続きまして日程第6 報告第20号「農地法第3条の3の規定による届出の受理について」を議題といたします。  
事務局説明をお願いします。

事務局：はい。事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：報告第20号「農地法3条の3の規定による届出の受理について」ご報告いたします。今回は相続による所有権の移転1件です。議案書をご覧ください。

農地法第3条の3

所有権の移転

番号16番【賃貸人及び借借人の住所氏名等】、土地の所在 沼沢55番1外25筆、地目 公募・現況ご覧の通りになっております、面積合計 131,770㎡、利用状況 普通畑、契約種類 相続、土地引渡しの時期 平成30年6月19日、届出内容 死亡による相続。

位置図につきましては次頁以降に添付してございますので、ご確認頂きたいと思っております。以上で説明を終わります。

議長：報告が終わりました。

報告第20号についてご意見ご質問ありましたらお願いします。

議長：ありませんか

【ありませんの声】

議長：質問がないようですので、報告第20号に置かれましては報告の通り了承願います。

議長：続きまして、日程第7 報告第21号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局：はい。事務局主任

議長：事務局主任

事務局：それでは議案第21号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」報告いたします。

2頁後の農地所有適格法人要件確認一覧をご覧ください。

今回報告されました法人については【法人名読上】の3件です。

報告されました農地所有適格法人につきましては全ての項目において記載の通り要件を満たしていることを確認いたしました。以上で説明を終わります。

議長：報告が終わりました。報告第21号についてご意見、ご質問ありましたらお願いします。

議 長：ありませんか

【ありませんの声】

議 長：質問等がないようですので、報告第21号については報告の通りご了承願います。

議 長：続きまして日程第5 報告第22号「農業委員会活動の点検・評価及び活動計画について」を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局：はい。事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：それでは報告第22号「農業委員会活動の点検・評価及び活動計画について」ご説明いたします。この案件につきましては農業委員会法に関する法律第37条に基づき、農業委員会における事務の実施情報において公表することとなっておりますので、その内容を報告するものでございます。

説明に際しましては、議案を事前に配布しておりますので省略させて頂きたいと思っております。資料でございますのでご覧いただければと思います。

議 長：報告終わりました。報告第22号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

議 長：ありませんか

【ありませんの声】

議 長：質問等がないようですので、報告第22号につきましては、報告の通りご了承願います。

議 長：続きまして日程第9 議案20号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」事務局説明をお願いします。

事務局：はい。事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：議案第20号の「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」ご説明いたします。

今回の要請は先の総会にて報告いたしました3件のあっせん結果において、売買

価格が高額のため、保有合理化事業に移行することが望ましいという判断により津別町長に対し、買入協議の通知を要請するものでございます。

議案書に基づき説明いたします。

買入協議の要請を行う農地の内訳

番号1番【所有権移転のあっせん申出者住所氏名】、申し出に係る農用地 土地の所在 高台134番1外1筆、地目 公募・現況ともに畑、面積合計 12,504㎡、利用調整上に特に問題となった事項 受け手は規模拡大を目指し取得を希望したが、売買価格が高額なため、利用調整が成立しなかった。

番号2番【所有権移転のあっせん申出者住所氏名】、申し出に係る農用地 土地の所在 高台136番1外1筆、地目 公募・現況ともに畑、面積合計30,073㎡、利用調整上に特に問題となった事項 受け手は規模拡大を目指し取得を希望したが、売買価格が高額なため、利用調整が成立しなかった。

番号3番【所有権移転のあっせん申出者住所氏名】、申し出に係る農用地 土地の所在 共和273番1、地目 公募・現況ともに畑、面積合計 43,256㎡、利用調整上に特に問題となった事項 受け手は規模拡大を目指し取得を希望したが、売買価格が高額なため、利用調整が成立しなかった。

買入協議位置図につきましては次頁の通りとなっておりますので確認いただきたいと思っております。

議 長：説明が終わりました。議案第20号において質疑を求めます。

議 長：ありませんか

【ありませんの声】

議 長：質疑を終結します。これより議案第20号について採決します。

本件は原案の通り決することに異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長：異議ないものと認め、議案第20号は原案のとおり可決することに決定致します。

議 長：続きまして日程第10 議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事務局：はい。事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：議案第21号の「農地法代3条の規定による許可申請について」ご説明いたしま

す。今回の農地法第3条の申請は2件となっております。議案書に基づいて説明いたします。

#### 農地法第3条

##### 所有権の移転

番号17【譲渡人及び譲受人住所氏名等】土地の所在 沼沢213番1外8筆、地目 公募・現況ともに畑、面積合計 109,657㎡、利用状況 普通畑、契約種類 売買、土地引渡しの時期 許可後、価格 ●●●●●円10a当り●●●●●円、移転後経営面積 592,236㎡、申請理由 譲渡人 譲受人に貸し付けていた農地を処分するために売買する。譲受人 農業経営規模拡大の為。

#### 農地法第3条

##### 賃貸借による権利設定

番号18【譲渡人及び譲受人住所氏名等】土地の所在 美都474番外2筆、地目 公募・現況ともに畑、面積合計 22,000㎡、利用状況 普通畑、契約種類 賃借権、始期 平成30年8月1日、終期 平成32年11月30日、借賃 ●●●●●円10a当り●●●●●円、設定後事業面積 693,761㎡、申請理由 貸主 農業経営能率化のため 借主 農業経営規模拡大のため。

次頁の農地法第3条調査書受付番号17番、その次頁18番をご覧ください。いずれの調査書とも農地法第3条第2項第1号から第2項第7号には該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。また農地所有適格法人以外の法人等の貸借の場合ですが、こちらについてもいずれも該当ございません。

位置図につきましては、次頁以降に添付してございますのでご確認いただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

議 長：説明が終わりました。議案第21号について質疑を求めます。

議 長：ありませんか

【ありませんの声】

議 長：質疑を終結します。これより議案第18号について採決します。

本件は原案の通り決することに異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長：異議ないものと認め、議案第21号は原案のとおり可決することに決定致します。

議 長：続きまして日程第11 議案第22号「農用地利用集積計画の承認について」事務局説明をお願いします。

事務局：はい。事務局主任



議 長：事務局主任

事務局：議案第22号の「農用地利用集積計画の承認について」ご説明いたします。

今回は所有権2件、賃貸借2件の申出がありました。議案書に基づいて説明します。

農用地利用集積計画

所有権移転

番号20番【所有権の移転をする者及び受ける者住所氏名等】、所有権を移転する土地 所在 共和272番1、地目 畑、面積合計 3,895㎡、移転の内容 種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成30年8月1日、対価 ●●●●●円10a当り●●●●●円、成立する当事者間の法律関係 売買

番号21番【所有権の移転をする者及び受ける者住所氏名等】、所有権を移転する土地 所在 布川18番1、地目 畑、面積合計 7,627㎡、移転の内容 種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成30年8月1日、対価 ●●●●●円10a当り●●●●●円、成立する当事者間の法律関係 売買。

賃貸借

番号22番【利用権の設定をする者及び受ける者住所氏名等】、利用権を設定する土地 所在 上里257番外26筆、地目 畑、面積合計 328,624㎡の内281,705㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成30年8月1日、終期 平成32年2月28日、借賃 ●●●●●円10a当り●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借

番号23番【利用権の設定をする者及び受ける者住所氏名等】、利用権を設定する土地 所在 美都527番1外1筆、地目 畑、面積合計 24,854㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成30年8月1日、終期 平成33年11月30日、対価 ●●●●●円10a当り●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借

位置図につきましては次頁以降の通りとなっております。以上で説明を終わります。

議 長：説明が終わりました。これより議案第22号の内21番、23番を先議いたします。議案第22号の内21番23番について質疑を求めます。

議 長：ありませんか

【ありませんの声】

議 長：質疑を終結します。これより議案第22号の内21番23番について採決します。本件は原案の通り決することに異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長：異議ないものと認め、議案第22号の内22番23番は原案のとおり可決することに決定致します。

議 長：次に議案第22号の内20番について質疑を行います。  
本件は津別町農業委員会会議規則第15条の規定により、迫田委員は、議事参与の制限に該当いたしますので退席をお願いします。

【迫田委員退席】

議 長：議案第22号の内20番について質疑を求めます。

議 長：ありませんか

【ありませんの声】

議 長：質疑を終結します。これより議案第22号の内20番について採決します。  
本件は原案の通り決することに異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長：異議ないものと認め、議案第22号の内22番23番は原案のとおり可決することに決定致します。

【迫田委員着席】

議 長：続きまして、日程第12 議案第23号「現況証明願について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局：はい。事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：それでは議案第23号「現況証明願について」ご説明いたします。議案の通り説明いたします。

現況証明

番号5番【申請者住所氏名等】申請地 恩根10番5、公募地目 原野、現況地目 農地、面積 5,755㎡の内3,222㎡、利用状況 の内、【所有者住所及び氏名】、願出理由 現況に相違ないことを証明願う、使用目的 地目変更登記申請のため。

証明願の位置図につきましては次頁以降の通りとなりますのでご覧下さい。

以上で説明終わります。

議 長：説明が終わりました。  
議案第23号について、質疑を求めます。

議 長：ありませんか。  
【ありませんの声】

議 長：質疑を終結します。これより議案第23号について採決します。  
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。  
【異議なしの声】

議 長：異議ないと認め、議案第23号は原案のとおり可決することに決定いたします。

(13時35分)

以上総会の顛末を記録し、議事録の内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

平成 年 月 日

署名委員

平成 年 月 日

署名委員